2018.11.28. 第二期第９回選挙市民審議会議事録

衆議院第１議員会館地下１階第６会議室

出席委員　片木淳、三木由希子（以上共同代表）
　　岡﨑晴輝（スカイプ）、小林幸治、田中久雄、坪郷實

欠席委員　只野雅人、石川公彌子、大山礼子、小澤隆一、北川正恭、桔川純子、小林五十鈴、
　　濱野道雄、山口真美

事務局　　太田光征、岡本達思、桂協助、城倉啓

傍　聴　　市民２名

書　記　　岡村千鶴子、城倉啓

片木淳：三木さんが５分ほど遅れるということですので、５分間だけ私がピンチヒッターをやらせていただきます。

今日は、小林さんから報告を頂くということで、第９回の審議会でございます。「公費負担･政治資金･政党助成改正案」ということで資料も用意していただいております。それでは、小林委員早速お願いいたします。

小林幸治：はい、９月の終わりに前々回に一度議論していただいて今日で３回目ぐらいになりますが。テーマとしては、「公費負担・政治資金･政党助成改正案」というのがメインになっていますが、その前に政治活動・選挙運動をどういうふうに考えるか、基本的に選挙市民審議会の答申では、選挙運動規制の撤廃ということを謳っていますので、選挙運動に関しては基本的に撤廃するということです。かといって、買収も含めて全て自由だといろいろな問題も起きる可能性もあるので、どこまで規制をかけるかということは、前段の大きなテーマになっていると思います。その関係で、前回も議論していただいて、立候補後選挙活動期間を新たに置いてその期間は特別な扱いにしようというようなことで、整備しつつあったかと思います。それで前回の議論を踏まえて、基本的に今日お示しさせていただいたペーパーは、議事録を改めて読ませていただいて皆さんの意見をできるだけ反映するような形で提案ができないかということで修正したものです。ですので、基本的には前回お示しした内容に、配付していただいた資料で言うと、本文の下線の部分を前回から修正・加筆をしたものですので、その部分を中心に説明させていただければと思います。

一番目の「選挙活動費用の上限設定・公費負担について」の（１）「政治活動・選挙活動費用の報告・公開の徹底」ということで、①立候補後選挙活動期間ということで、各選挙で候補者の届出等々行い、公職の候補者の届出があった日から当該選挙期日の前日までを立候補後選挙活動期間とする、ということにしています。現行だと、参議院選挙と都道府県知事が最長で 17 日で、一番長いかと思いますけど、それでもかなり短いということが、第１期審議会でも議論がされました。それをどういうふうに延ばしていくか、その期間を延ばす意図というのは、基本的に候補者の公約や姿勢、発言など書い

たものを有権者がきちんと見て判断するためには一定程度の期間が必要だろうということは根底にあると思います。その理由としては、選挙自体をできるだけ政策判断によって投票するようなものにしていきたいという意図があるということもあったかと思います。

ペーパーに戻りまして、○の二つ目にその期間については、前回は 40 日ということでお示しさせていただきました。多くの方からもう少し長くても良いのではないかというご意見とかいただきましたので、ここでは 90 日と言う日程を置いています。先ほどお話したように、17 日を最長とした現状からすると 90 日というのは 5 倍程度延びるということになるかと思います。ここでは、「以内」と書いていますので場合によってはもう少し短い期間、例えば自治体の首長ですとか、自治体議会の議員の選挙などはもう少し短い期間でも良いのではないかという意見もありましたので。基本的にそれは法律で決めるのではなく、市町村の議会議員ですとか首長の選挙に関しては条例等で定めるようなことが望ましいだろうと個人的には思っています。ですので 90 日ということを基本に置いてみました。90 日を置いた理由の一つとして、現行よりかなり長い 3 ヶ月間というぐらいというのが前提にあり、別紙で衆議院のホームページから取った「国会会期の一覧」をご覧いただきたいと思います。これで各国会の招集日と会期終了日があってその右横に日数がありますが、例えば一番上の 197 回とその下の 196 回を見ると、196 回が平成 30 年 7 月 22 日で終了して、197 回の招集日が 10 月 24 日ですので、約 3 ヶ月間は閉会されていることになります。この資料をお示しさせていただいたのは、90 日の大きな理由になるかどうかというのは、自信があるわけではないですけど、今よりもかなり長い時間を、3 ヶ月の選挙期間、今で言う選挙運動期間を置くとすると、その間国会が開かれなくなりますので、いわゆる空白期間を長期間生んで良いのかという議論が出てくるかなということで、改めて国会会期の一覧を見てどのくらいの閉会の期間があるのか見たところ、短いところですと 1 ヶ月ないところもありますが、2 ヶ月 3 ヶ月の閉会期間を置いているところもかなり見受けられますので、立候補後選挙活動期間で 3 ヶ月間というのは無理ではないのではないかということで、こういったものを参考にしながら 3 ヶ月と置いてみました。

それと前回お示ししましたように憲法の規定で 40 日というのがありますので、四つ目の○については、解散または辞職等の日から 40 日以内に行うというふうに憲法に則って置いています。

五つ目の○については、各選挙の期日及び候補者の届出締め切り、公表は、少なくとも上記期日の 10 日後に公示または告示しなければならない。と置いています。これは 90 日以内に行うとして、投票日を基準として 90 日前に候補者の届出を開始したとすると、投票日からすると 80 日前の時点でそれを締め切って候補者の公表をすると、10 日間候補者の受付をしますよという仕組みにしています。その 10 日間の内に候補者の届出をすればそれぞれの候補者として公表され、選挙戦に入るということで考えています。

大体そういった流れの中で立候補後選挙活動期間を置いてみたらどうかと。裏面の2ページの上の方に、前回もお示ししましたスケジュール的な図を、少しわかりやすく置いています。ここで、左から2番目の90日以内に選挙期日の決定をして、候補者の届出を開始して、10日後の80日前に候補者の届出を〆切して公表し、この日が公示・告示日になり、ここから立候補後選挙活動期間が開始されるという流れになります。不在者投票・期日前投票に関しては現行と変わらず14日前に一応置いています。その80日間が事実上立候補後選挙活動期間として、投票日に向けて80日間色々な活動がされるというような流れではどうかなという案にしてみました。

2ページの②「収支の報告・公開の徹底」です。前回の議論でもこれまで通り個人も含めて、個人なのか団体なのかという議論があって、ここでは一応団体をイメージして候補者は当該選挙における収入及び支出について管理する団体を設立又は指定し、届け出なければならない、ということで資金の管理に関しては団体を置いてそこが収支報告をするような流れではどうかなというふうに置いてみました。仮称ですけど、「選挙資金管理団体」というものを置き、そこが収支に関しては管理をして、ここでは立候補後選挙活動期間等ということを言っています。

二番目の○で、「寄付及びその他の収入並びに…」としていますが、前回の議論で収入の部分まで報告させるのか、或いは支出の部分のみにするのかということの議論があったので、ここでは削除せずにそのまま四角囲いにして、これも必要なのかどうかご議論いただければという意味も含めてお示ししています。出入りをきちんと報告させるという意味では収支をきちんと全部明らかにさせるという必要があるのだと思いますが、その辺はメリット・デメリットあるかと思いますのでこの書き方で置いています。

三つ目の○にいくと、「立候補後選挙活動期間等」とは何かということを書いています。候補予定者の届出の開始日から立候補後選挙活動期間開始日及び立候補後選挙活動期間を言うとしています。上の図を見ていただければわかると思いますが、ここでは仮の形ではありますが、120日以内と、一番左側に候補予定者の届出開始・公営の開始ということを30日遡って置いています。これも前回の議論で、全体を統一させるのか、少し時期をずらして前もって報告させるのか、いろいろな方法があるのではないかという思いがありましたので、少し遡って候補予定者のところを候補者の届出ではなく、候補予定者の届出開始を30日前に置いて、先んじて候補予定者として届出した場合にはその日から選挙公営の開始がされると、公費の負担部分がその日からされるというようなことで置いています。これの効果というのは、90 日という今よりはかなり長くして更にここでは30日間だけですがひと月ほど、更にいわゆる選挙活動に近いようなことが期間として長くなるというようなことで置いてみました。これについてもメリット・デメリット等々あるかと思いますので、少しご議論いただければと思っています。

2ページ目の一番下も、寄付その他の収入等々収入に関しても報告させるのか、支出だけで良いのかということで、四角囲いで置いてみました。

3ページ目に行かせていただきますが、3ページの上の二つの丸は前回と同じ「立候補後選挙活動等」と等を加えていますので、その部分だけ下線を加筆しています。

今、提案させていただいた内容の繰り返しになりますが、前回の審議会で「個人」と「団体」の一本化がポイントの一つとされて、その必要性などについて要検討となっていましたので、一応「団体」「(仮称）選挙資金管理団体」の設立または指定を基本として収支の報告を行うこととした。というような説明文を入れています。更に「選挙資金管理団体」についての規程については一定程度の具体な、どういう性格の団体なのかとか、何か規定に似たようなものを提案の中でも少し示す必要があるかと思って、書き加えています。

続いて③の立候補後選挙活動期間等に行う政治活動に関する支出金額の制限ということで、前回と同様支出金額の制限を行う規定を置いています。立候補後選挙活動等と、先ほどと同じように、立候補後選挙活動期間等に行う政治活動を立候補後選挙活動というということにしています。投票日から120日遡って、最長で120日の期間で行うことを立候補後選挙活動等と言うことをここで改めて示しています。その下は「等」を加えた程度で、変わらずそのまま置いています。4ページに行っていただいて、上限に関しては前回と同様の考え方で示しています。

④の（仮称）選挙活動団体の届出ということを新たに加えました。選挙活動団体とは何かということなんですが、選挙運動自体の規制が撤廃され、候補者や政党のみならず誰でもが自由に選挙運動・選挙活動ができることになりますので、一定程度選挙に資金を、例えば個人の財産を投入して選挙活動をやろうという、候補者でも政党でもない方がいたとして、そういう方々の資金力で公平性・公正性が担保されなくなる可能性がありますので。これはイギリスで同じような規定がありましたので、それを参考にして付け加えてみました。具体的な金額は入れていませんが、立候補後選挙活動等の支出が何百万円なのか、何千万円以上のものは選挙活動団体として届出なければならないと。でその者はどういった支出をしたのかということを、報告し公表しなければならないというようなことで、一定程度のたがをはめようと言うか、資金力のある人があまりにも有利にならないような規定が置けないかということで示しています。その下の資格囲いのものは、国民民主党の「国民投票法改正案」として、国民民主党がごく最近ですけど、考え方だけホームページで示されていましたので、参考までに入れておきました。国民投票法の方も特にテレビ広告などで、資金力のある者がどんどんCMなりテレビを活用して、国民投票運動をすることに対してどうかということが、この間話題になっていたと思いますが。それに対して、支出上限5億円ですとか、支出が1000万円を超える団体には、」ということを言っていますので、考え方としては同じような考え方なのかと思って参考までにお示ししてみました。前回の審議会の中でもテレビ広告に関しては何らかの規制が必要ではないかというご意見もありましたので、加えてみたということです。

5ページ以降は、前回とほぼ変わっていません。2)立候補後選挙活動等への公費の負担についてということで、前回と同じ有効投票の一定割合以上、具体的な何割とか置いていませんが、一定割合以上獲得した候補者に対しては支出した費用の一部を公費から償還する。ということで公費の負担をしようと。ですので、全ての候補者ではなくて、一定割合以上の票を獲得した者ということを置いています。これについても前回の供託金との関係でこの規定は必要ないのではないかという議論もありましたが、一応今回はそのままにしてもう一度ご議論いただければということで置いています。

2.の政治資金、3.の政党助成に関しては、前回と同様の規定で、基本的に1の選挙活動費用の上限設定・公費負担についてということを集中的に今回も議論して、当然2と3とも絡んでは来ますが、1のテーマについての方向性をある程度固めた上で、2・3が考えられればということで今日の提案とさせていただきます。

とりあえず、今回改めてお示しさせていただいた提案です。

片木淳：はい、ありがとうございました。三木さんがお出でになりましたので、ここからは三木さんよろしくお願いいたします。

三木由希子：遅くなって申し訳ありませんでした。そうしましたら、今小林さんからご提案をいただいた内容について、まず疑問点がある場合はそれを確認してから議論した方が良いように思いますので、まず疑問とか質問などがありましたらお願いします。

傍聴者A：寄付を記載しなくて良いというのが、アメリカではサイレントインベイションていう、正論に書いてあったんですけど、その本によると寄付の額によって発言が全部変わるというのが本に出ているとかいうので、寄付の影響力は大きいと思うんですけど。どうして寄付は記載しなくても良いかも知れないというふうになるんですか。

三木由希子：資料で言うと、2ページ目のところで口頭で説明をしていただいた部分ですかね。

傍聴者A：支出は書くけれども、収入には書かなくて良いというのが、収入も書いた方が良いと思うんですけど、どういうことかなと思って。

三木由希子：多分、資料そのものには、「寄付をした者の氏名、住所等々」と書いてあるんですが、口頭で寄付者氏名等の届出については検討の余地があるとおっしゃったような気がしますが、いかがでしょう。

小林幸治：はい、今日の具体的なペーパーでは、前回と同じように収支両方ともになっています。ただ、前々回にこのテーマで議論したときに、大きくは支出の部分で何に使ったか、ここで言うと、立候補後選挙活動期間の中でその活動の費用の、何にいくら使ったかというのが重要なので、そこを重点的に報告させるようなことでも良いのではないかというご意見があったということを先ほど加えただけで。収入の部分は全く要らないという結論にはまだ全然至っていません。

三木由希子：おそらく、選挙資金管理団体と仮称でつけていただいているものが、どういう団体としての性質として位置づけるのかによって議論が変わってくるのかなとは

思うんですが。因みに選挙運動費用で今現在報告しなければいけない義務の対象には、「選挙運動に対する寄付については、氏名、住所、金額の報告が必要」というのが現行ルールということですので、選挙運動に関しては個人献金ができると、政治家・立候補者個人に対して献金ができるという仕組みにもなっているところが、基本的には政治家に対する個人寄付はできないという現状の仕組みからすると、選挙運動に関してはちょっと異なるということが現状としてあるかとは思いますけど。

他はいかがでしょうか。

田中久雄：前回も説明があったかも知れませんけれども。2 ページの上の表が、選挙のプロセスの表があって、非常にわかりやすいんですけれども、120 日以内で候補予定者の届出開始と公営の開始と、それから 30 日置いてですかね候補者の届出が正式に開始するということですね。公営の開始が予定者の届出開始と同時に行うという、公営開始というのは、国が選挙の費用のある一定額を受け持つということだと思うんですけど、それが予定者の届出開始と同時に行われるということは、どういう運動に対して公費の一部負担をすると考えてよろしいでしょうか。

三木由希子：小林さんいかがですか。おそらく説明のポイントとして、候補予定者の届出を開始すると何ができるようになるのかという話だと思うんですよね。

田中久雄：あのすみません、選挙運動費用として例えば 3 ページの一番上の○の支出の中で①から⑨まであるんですね、そういうものは選挙費用として計上しなければいけませんと。それは、公営費用の一部負担の対象にもなりますということで、列挙されているわけですよね。それは候補者が 30 日以内に届出を開始して、実際選挙運動自体は 80 日前からなんですけれども。120 日以内の時に予定者の届出開始があったときに公営の開始という、公営の開始というのと予定者の届出開始というのと正式な候補者の届出開始というのと、その違いがちょっとはっきりしないんですけれども。その辺の説明をお願いしたいと思います。

小林幸治：この部分については、前々回の議論で大山委員からそういう方法もあるのではないかというような意見を、議事録を改めて見ていてありまして。基本的にできるだけ期間を長く置いて、有権者が候補者を選択する期間を長くしたらどうかということが基本になっていると思います。90 日で正式な候補者として届出がされて、10 日間経ってそれも公表されるわけですが、それよりも先に 30 日、80 日からすると 40 日前から立候補者予定者の届出が開始され、いろいろな形で立候補予定者ですということで活動を開始されるんだと思いますし。ただ、そういった時に更に 30 日前から立候補予定者ですという名乗りを挙げるインセンティブというか、何かメリットがないと候補者自身がそういう行為には及ばないだろうということで、少し遡った形でそこも含めて公営の対象になりますよということで、インセンティブを与えるような形にできないかというのがこの案です。できるだけ長い時間遡って立候補予定者ですということを表明するということを意図しているものだと考えています。

坪郷實：今の関連だけでまずお話をしますと、ちょっと他の問題提起はあとの方がよいかと思うのですが。

一つは、今のことを 120 日以内から、これは今までの選挙運動期間ではなくて、手続きの流れを示したものだという風に、基本的には思いますけれども。手続きの流れの中で、今小林さんが言われたのは、前々回大山さんが言われたのは選挙運動という期間を何らかの形で設けるとすれば、それが始まると同時に公営の何らかの補助がある、何らかのメリットがあるということとタイアップしていないと上手くいかないんじゃないかと、そこから公営があるんだと思いますけれども。今日の提案の中で、選挙の期日が 90 日前に決定するとあるんですけれども、選挙の期日の決定というのは、突然の解散などは別にして、例えば衆議院であれば 4 年の任期ということで、ほぼ何月ぐらいというのはわかりますし。来年の統一自治体選挙の場合ですと 3 月・4 月という、この時期というのはかなり以前からわかっているわけですね。そうすると 90 日前に選挙の期日を決める運動ではなくて、むしろ候補予定者の届出が開始されるというのは 120 日と設定するのであれば、ここに選挙期日が決まると。あるいは、私は可能であればここは 1 年前ですね、1 年前に選挙期日を決めて、それぐらいから候補予定者の選挙活動が本格的に始まるというようなタイミングの案はあり得るのかなというふうに思うんですが。その点どうかですね。ただ、それと文脈が違ったことをあとで発言したいと思いますので、とりあえずはその点をお聞きしたいと思います。

三木由希子：小林さん、いかがでしょう。

小林幸治：ご指摘の通りだと思います。これ改めて今見ていて、90 日以内に選挙期日の決定ではちょっとおかしい仕組みになっていますので。少なくとも 120 日かその前、本当に 1 年前とか、120 日よりも前でないとおかしなことになってしまうので。ここは訂正させていただければと思います。

三木由希子：そうしたら、期日の決定が現行案で修正すると 120 日前、更に別のオプションとして 1 年くらい前に期日だけは決めるということ。それ以降については事実上の選挙運動ということも一つのオプションということですね。

ほかにご質問いかがですか。

片木淳：田中さんの質問に関連して、なぜこういうことをしないといけないかと言うとですね。ご説明がありましたように、公営選挙をいつからするか、公的な援助をしていくかという話と、それから選挙運動費用の総額規制ですね、個々の運動は自由にやりなさいということが基本ですけど、総額で押さえようじゃないかと、金権政治を排するためにという、この二つの観点からそういう仕組みを考えているということなので。一番わかりやすく言えばですね、ある期日からと言うのを統一するのがわかりやすいですね。ここでは分かれてしまっていますから、120 日と言うのと 90 日というのと分かれてしまっていますから。逆に言うと 120 日にそういう配慮をしなくてはいけないことであれば、90 日の方はもういらないのではないかと。どちらかにすれば良いのではないか

と、この予定が二つも出てくるという届出がですね、これもややこしいなということがまず一点、私の考えです。

それからですね、根本的にこの表で聞きたいことはですね、基準日は投票日で、投票日から逆算して 90 日と書いてあるように思うんですけど、本当は任期満了日ですよね。投票日じゃないですね。それでさっきの読み方は 90 日以内というのは、満期から遡って 90 日経ったらやるということですから、逆に言うとこの投票日を 90 日以内にしなくてはいけないんじゃないかというふうに、以内というのは以降ですね、という話になるんじゃないかと思うんですが、そこはどうですか。

小林幸治：ご指摘の通りかも知れないですね。ちょっといろいろ混乱しているような気がします、自分の中で。今ご指摘なのは 1 ページの規定と表との関係でちょっと辻褄が合わなくなっているんじゃないかということなんだろうと思いますけど。ちょっと整理してみます。それと、前々回にご議論いただいた際に、具体的にご指摘いただいたのが立候補の締切日をいつにするかという話と、総額規制の起算日をいつにするかという話と、公費負担をいつから始めるかという話、少なくとも三つあって、それを同じ期日にするのか、それともバラバラなのか、そこら辺を少し検討してみてはどうかというようなことをご指摘があったのと。今直接ご指摘いただかなかったんですが。ここで 90 日というのと 80 日というのを届出日に 10 日間置いているというのは、これも前々回ご指摘いただいたんですけど、いきなり解散して、次の日に締め切るという候補者の〆切を次の日にしてしまうということも可能性としては出てきてしまうので、そういう乱暴なことはされないような、何か規定が必要なんじゃないかというご指摘を受けて、これまでは、その 10 日間とかという規定は公職選挙法上ないと思うんですが、ここは改めて 10 日間という規定を置いたというのは、先ほど説明不足でしたので、あらためて説明させていただきます。ここも新たな試みというか提案になっているということをご承知おきいただければと思います。

片木淳：今の関連で、ちょっと細かい話になりますけど。この公示・告示日というのも、何の公示と何の告示かというのを考えて違いがあると思うんですけど。

坪郷實：告示・公示というのは、前の 1 月に出した答申のときに、制度を変えるので告示・公示という表現を一本化するか、別の表現をするというふうに以前議論していたのではないかと思います。それを含めて、表現を考えていただければと思います。

三木由希子：そうしたら、これは小林さんがというより、ここで議論した方が良いということですか。

小林幸治：あまり議論するような中身でもないと思いますが、何か良い名前があったらぜひお寄せください。

三木由希子：はい、ほかにありますか。岡﨑さん何かありますか。

岡﨑晴輝：一つ確認させていただきますと、期間が延びて議会が閉会になるというふうにおっしゃっていたように聞こえたんですけれども、まずそれはよろしいでしょうか。

議会は解散しないで、閉会するという理解でよろしいでしょうか。
小林幸治：はい。
岡﨑晴輝：そうすると議会ではなくて、首長の方は数ヶ月間普段の業務をしながら選挙活動もするというふうな理解でよろしいでしょうか。
小林幸治：そうですね。首長もそうですし、内閣もそうだと思います。
岡﨑晴輝：もしかすると、通常業務に支障があるんじゃないかということも議論した方が良いのではないかと感じました。さしあたり以上です。
三木由希子：議会を閉会しなければいけないのか、結果的に閉会状態になるということなのか、どちらのイメージなんですかね。要は任期期間中なので議員であることには変わりないわけですよね。なので、本来の仕事があればそれをやってもらわないと困るというふうに思われるんですけど。事実上閉会状態になるのか、閉会をするというふうに仕組みとしてなるのか、どちらの想定ですかね。
小林幸治：議会に関しては、解散の場合には議会も閉会されますし、事実上議員も辞職するという形になるんだと思います。国会の場合には、参議院は半分残りますので参議院の半分と衆議院の議員がいない状態というのもあり得ると思います。これは期間の長さは別として、そういう期間があるかどうかということで言えば、現行法上もそういう期間があります。なので、それを延ばして良いのかどうかということだと思います。任期満了の場合には、基本的に議会は閉会されるということで良いのではないかと思っています。ただ、解散ではないので議員は辞職せずに任期満了まで議員の職は全うしながら候補者になるという形になるんでしょうかね、ちょっと細かいところまでは。
岡﨑晴輝：例えば、臨時国会を召集するということが可能かどうかですよね。緊急を要することがあって、臨時国会を召集できないのが 3 ヶ月近くあるというのはちょっと問題かなという気はしますので、後で議論していただければと思います。
三木由希子：はい、そうですね。解散の場合も失職しているので、3 ヶ月近くいないということにもなるんですよね。わかりました。ほかにありますか。
　そうしたら、私の方でお聞きしたい点ですね。総額規制と公費負担の部分というのは、期間に限らず枠は基本的には変わらないわけですよね。早く始めたからと言って得があるか、ということではなくて。総額枠としては、例えば最大 120 日取ろうと、80 日だろうと枠は変わらないと、だから早く届け出るインセンティブというのは、早く始めたいその期間に入ったことによる得が必要だとすると、今のこの枠組みだと特にそれはないということになるんですかね。
小林幸治：そうですね、今日お示しさせていただいた提案だと、最終的にいくらにするかということは入れていませんが、総額としていくら、同額を候補者に公費負担として支給するという形にすると、三木さんがおっしゃったようにあんまりメリットがないんだと思います。ですので、メリットを見出すためには、そこで何らかの差を設けないと、何のインセンティブにならないだろうなと思いながら、ちょっとそこまでは具体的に今

日の提案では示しきれていないという。

三木由希子：おそらく今日出していただいた、立候補後選挙活動期間という考え方というのは、総額規制がかかるという期間ということになりますよね。要は使えるお金の額が規制されると。で、それ以外の期間というのは、政治活動の範囲になるので規制がない状態ということになりますよね。だから逆に立候補後選挙活動期間等が長くなればなるほどお金が制限されると、無ければないほど自由にできるという構造にはなりますよね。その選挙運動活動規制をそもそも撤廃するということになるので。なので、金銭的なインセンティブは付けにくいのかなと思うんですね。何段階かで立候補の届出とか予定候補者の届出ということが設定されているんですけど、何のためにそれをするのかというところを、少し整理した方が説明しやすいかなと。経済的･金銭的インセンティブは総額規制がはまる期間が長くなればなるほどむしろ下がるというところがあるので、ちょっとこのそれぞれ今設定されている言葉とか期間の意図するものを少し整理したら良いかなというのが、半分くらい感想ですけども。

坪郷實：ちょっと質問変えてもいいですか。小林さん、この提案を作られるにあたっていろいろ手続きを詰めていくということになると、非常に苦労する点があると思うんですけども。今回、立候補後選挙活動期間あるいは、仮称で選挙資金管理団体ですか、そういう新たな設立などの提案をされているわけですけれども。今三木さんが言われたことにも関係するんですけど、現職の議員の場合には、選挙から選挙までがずっと政治活動であり、選挙活動に該当するわけです、内容的には。途中で立候補したいと思った人は、そこから選挙活動が始まると。それにこういう期間を設けると、長く政治活動を通じて選挙活動をやっている現職の実際の費用というのはカバーされない結果が出てこないかということなんですね。自治体選挙の場合には、候補者が決まるのがかなり遅い場合もあるということで、それでも 1 年位前にはということで、実質的にはもう始まっているということもありますので。この辺を考えるとですね、これは私も何回かこの審議会の会議に出ていないときがあるので、皆さんのどこまでの合意事項があって進んできたかということも関係するんですけれども、ちょっと今日のご提案を聞いた限りでは、政治資金の規制と選挙費用の上限規制というのを、別立てでやるというのはなかなか難しいのではないか。オプションとしてはこういう提案もあり得るとしても、もう一つのオプションとして政治資金の規制の、政治資金の透明化と政治資金規制を適正にいくつかあるというふうにやるという方向でやるというやり方もあるのではないかと。少しオプションが幾つかあるというふうに議論を進めた方が良いのではないかという印象を持つんですが。これについては、皆さんのこれまでの議論を踏まえてご意見をお伺いできればということでお願いします。

三木由希子：はい、ありがとうございます。

私の記憶の範囲なんですけれども、従来の政治資金規正法の枠だと年に 1 回の報告になってしまうということがあるので、何か枠組みを入れないと公費負担の問題とかが出

てきたときに不都合があるかも知れないということがあったのかなというところで、多分今回選挙資金管理団体というものを出していただいたのかなと思うんですが。小林さんいかがですか。

小林幸治：何でしょうね。大きな枠組みの話と、技術的な部分も含めて細かい部分・具体的な部分と混同して議論を進めてしまっているようだというのは、前々回も複数の方からご発言があったかと思うんですけど。それが多分続いているんだと思っています。なので、最終的にこの審議会の提案としてどういう形のものをどういうふうに提案していくかというイメージが僕の中でも持ちきれていないので。具体的な、これまでは答申の中でも可能な限り法律の条文化まで試みた部分もあって、ただ正直、今議論していることを条文化する作業というのはとてもじゃないけど手に負えないなという気はしていますし。それよりも色々な技術的な部分よりは、大枠というか方向性というか考え方を、坪郷さんおっしゃったように、一つにまとまれればそれが望ましいんだと思いますけど。複数のこういう考え方も、考え方は一定程度方向性として示す必要があると思うんですけど、それを技術的に手法として、こういう方法もあるということを複数示すというやり方もあるのかなと思っていて。その辺はちょっと早めにどういう形でまとめるのかというのは、皆さんで共有認識を持ったほうが良いかなというふうに思っています。具体的には、坪郷委員から示していただいた上限設定と政治資金と両建てで少しこの間議論してきていますが、確かに事務的な作業も乱雑になるし、いろいろな人のいろいろな負担が増えるような仕組みになる可能性もあるので、できるだけそこら辺は一本化できるのであれば一つにまとめて全体を通して政治資金として仕組むことができるのか、制度化することができるのかということを少し具体的に考えてみるのも一つかなと思いますし。ただ一方で上限規制を置くという大本は公平性、資金力で差が出てきてしまうことをどういうふうに一定程度制限できるかということが根底にあると思いますので、その部分をどういうふうに一本化する際にも考えられるのかどうかということを、ご意見いただければというふうに思います。

三木由希子：はい、どうぞ。

片木淳：これまでの流れで私が理解しているところを申し上げると、あまりぐちゃぐちゃ言うとかえって分かりにくくなるんで、ずばりで言うとですね、政治活動について上限規制するのは無理だろうというのが流れじゃないでしょうかね。特にアメリカなんかではもう全然やってないと。だから例えば政治活動、おたくは金使いすぎだとかね。少ないとか多いとか、そういうのを元々言う性質のものかと。国家がね、法律で。という風に考えた場合には、政治資金に着目して、寄付がどうだとかね、歪められるとか、そういう観点から政治資金の今の制度の延長の中で議論をするのはもちろんありますけれども、それ以上におたくの政党の一年間の政治活動、選挙活動含めた政治活動全般について、いくらの中でやれと言うのは、ちょっとどうかなという感じがしますよね。

それを前提にすれば今回われわれが議論していたのは、出発点は何回も言うようですけ

ども、今の選挙運動ですね。今の選挙運動規制があまりにも酷いと。そんなことやっている所は諸外国に無い。だから全部撤廃だということですね。しかし、それだったら皆さんが心配したのは不平等になる。選挙の結果を歪めるんじゃないかということで、それではイギリス等でやっている総量規制をやろうじゃないかと。だったら良いんじゃないかと。選挙運動に着目してやる。しかし選挙運動の個々のものは全部撤廃するわけですから、総量規制という理解できている。それに関連して規制もするし不平等を是正する観点から公営選挙で援助もするという二本立てを入れてきたという仕組みを、どのように、われわれのこの選挙運動規制全廃をした後の資金面での規制をどうするかという観点から今議論しているんだと思うんですよね。

ですからちょっと質問みたいなものにもなるんだけれども、私の理解では、質問しなくても良いんだけれども、この「立候補後選挙活動期間」と、立候補「後」と書いてあるんですね。この名前の付け方については、今後もうちょっと分かりやすい名前があればその方が良いと思いますけども、この理解は結局、立候補「前」選挙活動というものと、立候補「後」選挙活動と両方があると。立候補前は、これはもうああだこうだと言わないわけですよね。選挙活動であろうが政治活動であろうが、全部自由にやってくださいよと。しかし立候補後のものについては総額規制をしますよと。そしてその活動について定義は後でイギリスの例で小林さんが書いてますよね。何項目ですか、9 項目でしたかね。そういう目的と具体的な行為で縛っているわけですが、そういう行為については援助もします。総額は規制します。という流れになっているんじゃないかと思うんですけどね。

ですからちょっとそこで坪郷さんに教えていただきたいのは、さっき坪郷さんがおっしゃったのは現職の国会議員と、これからなろうとする人が、現職の国会議員には日々の活動それそのものが選挙活動に実質はなってるんじゃないかということで、何か不平等みたいな懸念をおっしゃたんでしたか。冒頭に。そこだけちょっと教えてください。

坪郷實：そこは平等か不平等かの観点よりも現職の候補者の選挙費用というのが少なく見積もられる結果になってないかということなんです。期間を設けることによって結果としてそうなるということなので。その意味で言うと選挙から選挙の間の選挙活動費用の規制が入れることができれば良いんですけど、それもまた難しいでしょうから。一つは、さきほど言ったのは、政治資金でやるとしたら、片木さん言われるように、これ上限規制が中々難しいので透明性をできるだけ高めるという方向でやるしかないと思うんですよね。だからそのベースはしっかりとやるというのは、この審議会の方向だと思うんですけども、その上で選挙活動費用の上限規制と、これはまた従来の公営選挙というのを、ここでは有効投票の一定割合以上獲得した候補者に対する助成をするという形での公営選挙になっているわけですけれども、この部分をどのような範囲でするかですよね。120 日という期間でやるのが望ましいのか、一年というのもちょっとこれ全体をというと難しいのかも分からないんですけれども、その辺は手続き的には一年前には選挙期日は決まるけれども、立候補の手続きプロセスは 120 日辺りにするっていう、こういう提案になってるんだと思うんですけどね。

私はできるだけ任期満了については選挙期日は一年ぐらい前に決まるような方向へと定着していくのが一番望ましいので、そういう方向での議論・提案ができないかという風に考えているということですね。

三木由希子：地方選挙と参議院は基本任期満了ですよね。だから問題は衆議院だけで、解散があって、任期満了で期日設定してもその間に解散しちゃうかも知れないっていうのが、起こりうるのが衆議院だけですよね。だからベースはそうすると、任期満了ベースで仕組みを作って衆議院のようなものが解散権を制限しないでこのまま置くのであれば、どうしますかねという、そっちはイレギュラーなパターンとして整理をした方が良いのかなという気はしますけど。

あと政治資金の問題で言うと、政治団体の数が制限されていないので、多い議員は本当に数十とか持っているわけですよね。昔は百とかの後援会を政治団体として届けて設立している国会議員もいましたし。なので色んな団体で色んな支出をしていると全体像としての総額の把握困難という構造はあるかなと。今の日本の政治資金の状況を考えると。なので全体の枠組みを前提にすると、いずれにしてもお財布をどこかに決めないとコントロールが効かないのかなと。ただし他の団体で使った時に、指定がされてなくて関連する支出をしてはいけないのかという風に言えるのかどうかっていうのもちょっとよく制度上は分からないと。要は使途の制限は政治資金規正法も政党助成法もしていないというところがあるので、使途規制をすると実際には何らかの規制を新たに設けるっていう話をしなきゃいけなくなるという点では、お金の問題は結構、総額規制をするにしても結構難しい。今の制度を前提にすると結構難しいのは難しいと思うんですよね。そこをそう透明性を確保するっていうと、収支報告書は多くのところではインターネット公表されていて、国会議員の関係団体については領収書まで全部開示化されるという状況にあるので、これ以上何か追加的にできるかっていうところも少し、段々できることが限られている気がしなくもないというところがありますので、どういう風に議論を進めると良いのかなということを一旦仕切り直しした方が良いかもしれない。そのお金の部分に関してだけ言えば。そういう気はしています。

はい、どうぞ。

岡﨑晴輝：今日の提案を聞いていて、やっぱりちょっと仕組みが複雑になり過ぎてはいないかという点は印象として持ったんですね。可能であればなるべくシンプルな方が良いと思います。資金管理団体に一本化するのが一番良いと思うんですけれども、そうしますと資金管理団体の収支報告書は年一回ですよね。これで選挙公営が難しいって話があったと思います。今の政治資金収支報告書の仕組みをもうちょっと改善して、毎月集計できるようにできるんじゃないかと思うんですね。例えばわれわれクレジットカード使いますと先月か先々月、どういう風な使い方をしたってことがインターネットで確認できますよね。だから今と違ってインターネットベースで入力をしていただいて一ヶ月後とか二ヶ月後には公表するという風な仕組みがあれば収支報告書に一本化して選挙公営もできるんじゃないのか

なと。思いつきなんですけれどもね。そういうことは可能かどうか、小林さん、いかがでしょう。

三木由希子：仕組み的には、システム的には開発費用をちゃんとかけてあげて何かをすれば可能って話だと思うんですよね。ただし、資金管理団体そのものも今届出先が総務省か都道府県の選管かでもう分かれてしまっている状況でもあるので、思ったよりも複雑になるかもしれないという気はします。あるいは規正法そのものに手を入れないといけないかもしれないという気はします。つまり、国会議員の、あるいは今国会議員関係団体として届出なければいけないのは現職と、それから過去の立候補者とか、これから立候補予定している人とかも一応届出なくてはいけなくて。資金管理団体として指定できるのは現職と立候補した人だけですかね。すみません、ちょっと記憶が曖昧なんですけれども。予定の人が作れるんですかね、資金管理団体。なので国会議員関係団体に該当する資金管理団体は総務省か何かに一本化しないとちょっとダメとか、そういう話になるかもしれないですね。はい。

片木淳：今の政治資金の透明性の問題は、それはそれでまた議論したら良いと思うんですけども、小林さんの後ろの方にも出てくるし、そんなに目新しい結論は出てこないとは思いますけど、岡﨑さんご提案のような、もっときめ細かいことをっていうことは技術的には考えられますので、後はそれをやらせるのかやらせないのかっていう判断になると思います。ここで議論しなきゃいかんのは、さっきちょっと申し上げたように、政治活動全般の資金の問題じゃなしに、やっぱり選挙運動規制を撤廃した後の、自由にやらせるのでもう良いのかといった場合に、否やっぱりちょっとそこは平等性から問題があるんじゃないかと。だから総枠規制、今でもやってる選挙運動費用の報告をさせて総額を規制してる。これと同じことを延長線上でやった方が良い、スムーズと言いましょうかね、受け入れられやすいんじゃないかっていう議論で来ているわけですよね。

その時にどういう概念で、選挙運動は自由なんだからどういう概念でこういう規制をするのかという時の総枠に算入する行為をどういうように捉えるかっていうことで、小林さんが 3 ページの上に書いてあるように、これはずっと前から私も言ってきたんですけどイギリスの例で良いんじゃないかということを参考にして 9 項目ですね、人件費まで入ってますけども。という概念を頭に置いて、それをある期間から投票日の前日ぐらいまでの、その全体にかかった経費がいくら以内でなきゃいかんという建て方をしてるのが今の仕組みですよね。

ですからそういう意味ではその概念が良いのかどうか。そこで縛るのが良いのか。ではもっと政治資金の方でも縛るのが正しいのか、すべきなのかどうかっていうことについては、もし政治資金の方でもやるべきだということは、さっき私が冒頭に言ったように、ちょっと切り離して、それは政治資金でやれば良いんで。ということで、そこちょっと切り離して議論した方が混乱しないんじゃないでしょうかね。

もちろん後でそれをまた一緒くたにして、一緒くたというか合わせて、何か制度を考えるということも考えられないではないでしょうけれども、ちょっと最初は頭を整理して今や

ってる話はそういう流れの中でやっているということであれば、立候補後選挙活動という概念、これを議論した方が良いんじゃないでしょうかね。

そこで小林さんの３ページですね。ここで今言った「立候補後選挙活動等とは」と。「等」をここに入れてるんですけれども、これは期間の関係なんですけれども、定義しているんですけれども、ここの「政治活動」、赤の印のところですね。３ページの下から１０行目ぐらいですけれども。この「政治活動」というのは「選挙活動」で良いんじゃないですか。ここで何か広がっているような印象を受けるんですがね。

小林幸治：自分では頭を整理するために少しお時間いただければと思うんですけれども。坪郷さんからご指摘いただいたように上限規制の点、本当に必要なのかどうか、そこをまずちょっと整理させてもらえればと思います。上限規制に関しては、基本的にすべて撤廃になるので、活動も自由だしお金の制限も無いというのがずっとあって、今日の提案だとちょっと明確ではないんですけど、90 日もしくは 120 日ぐらいの期間を上限設定したらどうかっていうことなんだと思います。この期間だけ上限を設定することで公平性がどの程度担保されるのかとか、要は必要なのかどうか、上限規制をこの期間だけ。ということなんだと思うんですけど。

三木由希子：要は、前回までの議論だと、著しい不平等が生じるような支出があるというような話で、それで支出項目として例えば、政治放送とか広告とかって圧倒的に資金力の問題になってくるので、その資金力の多寡が圧倒的な不平等を生み出しかねないような使途項目に関しては、要は総額規制なり上限規制をした方が良いんじゃないかという話ではなかったですか。

片木淳：いやいや。

小林幸治：総額です。

三木由希子：ただし結局選挙運動期間を通常の政治活動はしてるわけですよね。だから政治資金の枠の中で言うと、選挙に使うお金とそうじゃないお金、両方動いていることを止められないわけですよね。つまりこの期間をこれしかやっちゃいけませんよって、政治団体・政党はこれしかやっちゃいけませんよっていう仕組みにするわけではないということですよね。つまり選挙活動として総額規制の対象になる項目はこれですよねという話しかできないわけですよね。

片木淳：で、総額を抑えるわけです。

三木由希子：そこで総額を抑えて、そこの選挙活動の総額の対象に入れるものとして①から⑨が挙がっていて、これは考え方として、やっぱり著しい不平等が生じるようなものについては総額の枠の中に入れておかないと公平性って言った時の確保が難しいですよねっていう項目、イギリスのものなんかは割とそういう考え方ですよね。

片木淳：ちがう。広く入れてあるということです。

三木由希子：でも、基本的に例えば放送とか広告とかそういうものは資金力に差があるとできることに差がかなり生じるだろうということは恐らく前回まで議論になっていたことだ

と思うんですよね。それ以外の、ここから外れるもので従来の政治活動の範囲のものは、これは止める方法は無いので自由にできますという状態は維持されているということですよね。そうではなくて、その期間そのものを全部規制の対象にするのかという、つまり政治団体としての通常の政治活動も含めて規制するということになるのか。

小林幸治：僕の中では、これ別に活動自体はずっと同じ活動をしていて、ただこの期間だけはこの活動に使える総額はいくらですよっていうタガをはめるという。

三木由希子：①から⑨っていう風にしているのは、この 90 日から 120 日っていう期間では、これしかしませんって話なのか、してはいけませんって話なのか。つまりずっと続いていてこの期間の総額ってなると政治活動とか政治団体の支出そのものの上限をこの期間はこれに制限しますという話になるので、この①から⑨に挙げているような項目はなくなるっていうことですよね、逆に。

片木淳：もうちょっと説明すると、ずっと良いのは、「（上限規制）なし」「あり」「なし」で政治活動という広いものは全部良いんですよね。ところが、「あり」と書いてあるところはその政治活動のうちの、ここに①から⑨まで挙げてある選挙活動。選挙活動と政治活動を区別してくださいね。その一部である選挙活動については総額規制をしますということですよね。それはやっちゃいかんということじゃなしに、どれやっても結構なんだけれども全体でその金額の範囲内でやってくださいよと。よく考えてね、予想を立てて。その金額の範囲内で各政党は選挙活動をするようにしてくださいよと。なぜかといえば、それ以上に金に物を言わせてやられたら不平等になりますからという理解で良いんじゃないですか。

三木由希子：ただちょっとさっきの小林さんのお話だと、ちょっとそこが揺らぐお話だったのでどうなんでしょうっていうので質問したんですけど。はい。

田中久雄：今のお話で言えば、例えば①から⑨まであるけれども、①の政治放送とか、広告であっても政治活動であれば OK なわけですよね。選挙運動のための放送とか広告はダメだということで、政治活動は一年中 OK と。全然総枠の対象にはならないという理解ですよね。

片木淳：良いですか。３ページの一番上から２行目に書いてあるんですね。「当選を促進しまたは獲得するために要した支出」と。目的規定。

三木由希子：そうですね。ただ例えば今でも政党広告は選挙期間中ものすごいわけですよ。インターネットも含めて。自民党なんかは強力なビーコンとクッキー使っていると思うので、ものすごい頻度で出てくるわけです。一回、一度だけキーワードで検索しちゃうととにかく全てのページに出てきちゃうんですよ。それは、単にイメージ広告みたいな政党広告をバンバン出すわけですよね。それはそもそも今だと政党そのものの活動は規制されないので選挙運動規制とか金額規制の対象にならないので、やってるわけですよね。だから要は現状で考えると候補者名を直接出さなくてもお金があるところはそうやってイメージ戦略でやっているというところがあって。現行もそうなので、そこを変える必要が無ければその範囲まで候補者個人を当選させるための、そういう広報活動っていうのは制限するっていう

のは今だと候補者個人の広告っていうのはそんなにたくさん出るという状態ではないので。そうすると要は現状の選挙運動、規制された状態での選挙運動でも個人を売り込むための広告とかっていうことの規制になるという範囲で総額規制を嵌めていくということになると。そうすると個人の政治団体単位での管理というか総枠規制になっていくと。

片木淳：現行法は個々の選挙運動規制もガチガチにやられている、事前運動もやっちゃいかんていうのが一つと。それは個別にやっちゃいけない。それから総額規制ももちろんあって何千万の、今日は示していただいたこういう形で何千万の以内でやれと。こういうことやって後で報告書出させて違反していたら色んな罰則を、ここにありましたかね、あったと思いますけど、そういう制裁も課されるという二本立てなのを、われわれは個別のやつは外したわけだから。どうしてもやりたいというのならという感じなんですけれども、総枠規制でいく、この金額の中でやってくださいと。中だったらどれやっても良いです。広告にどんどんぶちかましたければ広告ぶちかましても良いし、何か紙を配るという作戦にしたければそれやっても良いし。そういう理解で良いんじゃないでしょうかね。

三木由希子：はい、どうぞ。

坪郷實：片木さんの言われることもよくわかるんですけども、先ほど三木さんが言われたように、例えば特定の政党が政党イメージアップのためのテレビコマーシャルをやるっていうことの影響力というのは、今は「候補者の当選を促進ないしは獲得する」に該当しないという風にされてるんですけれども、実際はその効果を狙ってやっているわけですよね。だから特にテレビの影響をどう考えるかなんですけれども、テレビについては影響力が大きいということと、お金が非常に他の部分の選挙運動と、手段としても大量のお金がかかると。これまでは例えばカラーのポスター、大きなポスター、そういうものだったものが今はテレビの広告が大きな資金が必要なものになってるわけですよね。ちょっとその辺のところについてもやっぱり、片木さんの言われるように政党に対する政治活動の規制っていうのは無い方が良いのはその通りだと思うんですけども、選挙運動の上限規制という議論をする時にその辺をどう考えるかっていうこと、もうちょっと議論が必要ではないかという気がするんですね。だから特にこの十年ぐらいの間のテレビコマーシャルなどのメディア利用の選挙運動について、どう評価するのかっている議論が私も思うんですけども。

片木淳：よろしいですか。今までのこの審議会の流れから言えば、おっしゃることも分かるんだけれども、では何でひっくくるのかってことになりますね。選挙活動でない、政治活動であるテレビＰＲを何という概念で掴まえて総額の範囲内で収めろと言うのかということですね。そうするとこの今定義をやっている３ページの一番上の目的と、広告は入ってるわけですね、だから目的をどう変えるかっていう話になりますね。そうすると、それは工夫でできれば一番良いんですけれども、今までは政治活動と選挙運動との関係、今回は選挙活動という新しい言葉に変えてますけれども、政治活動と選挙運動との間は一応、曖昧なんだけれども判例等もあって、区別していて、こういうものは選挙活動／選挙運動。こういうものは政治活動っていう風に一応しているわけですよね。だからわれわれが提案しようとすれ

ば、どういう概念で今おっしゃったような、今は政治活動と捉えられているものをおかしいじゃないかと、実質は脱法ということなんだから、入れろと言うところまでは良いんだけれども、定義をどうするかということなんですね。細かく言えば。そういうことも議論しなきゃいかんし、それの議論に時間がかかるんであればさっき申し上げたように、それは政治活動規制の問題として、別途政治資金があるわけですから、そこで議論する問題でもあるかなという風に考えてますけどもね。

三木由希子：はい、どうぞ。

田中久雄：今の議論は、ほぼ片木さんの意見に賛成なんですけれども、政党間で資金力で差があるというのは、むしろ献金とか政治資金規正法の献金の制約とか、あるいは政党助成金の今のような分配のあり方が良いのかどうかという、政党自体の資金力が余りに格差があるというか。それは政党が自由で自分で自主的に集めると、党員とか一般の個人の寄付から集めるというのなら良いけども、大口とかあるいは政党助成金が大きな政党が非常に有利な形で資金がどんどん集まってくるような、その仕組み自体が問題であって、ですからその問題はその問題として解決しなくてはいけないと思いますけど、それと今回の選挙についての、どう総額規制をやり、選挙に当たって公平・平等というのができるだけ反映するような仕組みを作るということからすると、やはり総枠規制というのが必要じゃないかということと、その総枠規制を作るとすれば公営の選挙運動の助成っていうのも、これもまた必要だという。その範囲内で考えた場合に、やはりある一定期間、それが 120 日か 90 日になるのか、あるいは一年かということもあるんだと思いますけど、選挙の具体的な運動ということに期間を限定して総枠規制なり、公営的な助成をするという非常に限定的なんですよね。全体の政治活動が年がら年中自由にできると。しかも政治活動と選挙運動との境目がはっきりしないということからすれば、もう全て一年中総枠規制やって、選挙運動はダメよという、そういうような仕組みが望ましいのかもしれないけれども、そうなると基本的にわれわれが考えている自由に政治活動ができるんだという仕組みを作ろうよと。それで選挙運動もできるだけ限定的なものは制約するけれども、それ以外のものは政治活動と境目がはっきりしないわけですから、それも大目に見ようよというような改革の方向だと思うんですよね。ですから基本的に私はやはりある程度の期間を、90 日か 120 日かわかりませんけれども、それを置いて、総枠規制。それもしかも限定列挙ですよね。直接に選挙に関係するということで、もう政治的な活動については、その期間であろうが自由に行えると。そういう解決の仕方が今までの日本の選挙制度を考えた上で急激な改革というよりは妥協的な改革かもしれませんけれども、落としどころとしては良いんではないかという気持ちです。

三木由希子：はい、太田さん、どうぞ。

太田光征：事務局の太田です。前々回も、私からもご提案させていただいたと思うんですけども、やはり広告宣伝費に差が出てきますので、そしてその資金源としては政党助成金が使われると思いますので、政党助成金の使途制限として、広告宣伝費を除外すると。あるいは人件費、運動員動員型の政治運動の使途も規制するという方向で規制をすれば実質的な平

等性が総額規制に相当する効果が出てくると思いますので、政党助成金の広告への使途制限というのをぜひ検討していただきたいと思います。

三木由希子：はい。一つの考え方としてはあると思いますけど、はい、どうぞ。

片木淳：良いですか。太田さんに聞きたいんだけど、その時の広告を制限する理由は何ですか。なぜ制限するんですか。制限する理由。

太田光征：政治活動は色々あるわけですけれども、政治活動としての内容は色々あるわけですけども、恐らく政党助成の大義名分としては政治家の育成であったり、政策の研究であったり、そういうのは大きいんだろうと思うんですけれども、ただその宣伝広告費に税金を使うっていうことの意義がどれだけあるのか。

片木淳：そうするとテレビ広告だけじゃなしに他の配布物も皆やっちゃいかんということになるわけ。

太田光征：そこら辺は難しいですね。大きなところを…。

片木淳：そこをもうちょっと論理的に納得するような理屈を付けて、理由を付けて説明しないと。結果平等になれば良いじゃないかというだけで、そこを取り出して禁止しろというのはちょっと通りにくいんじゃないですかね。もうちょっと理由が、ビシッとね。なぜだと。ちょっと坪郷さんおっしゃったように広告費がやたらに使われると政治を歪めるということがもうちょっと科学的に立証でもできればね、そういうのが皆さんが納得できることになれば、規制して良いんだろうと思いますけど、そういう何か無いんですか。規制する理由・根拠。それが無いとちょっと思いつきを書いたというだけになってもどうかなと思いますけどね。

三木由希子：恐らく太田さんのおっしゃってる話っていうのは、そもそも政党交付金自体をどういうものとして本来使うべきかって話で、広告だからダメっていうよりは、例えばイギリスだとすごく金額少なく、野党のマニフェスト作りとかそういう風にしか使えないわけですよね。後は、韓国のように一定程度、何パーセントは何に使わないといけないっていう風にすることで、事実上広告とかに使える金がどんどん減っていくというか、絞られるというような。本来のなぜ公費を使って政党を助成するのか、支援するのかとというところで使途を縛るということ自体は、これはその政策議論としては本当はもっとちゃんとやった方が良いという話ではあると思うんですよね。そこを広告だけ規制しようって話をすると、ちょっとそこが歪むっていうのがさっき片木さんおっしゃったことだと思うので、そこは政党助成金・政党助成法をどうするかという方の議論に吸収させるしかないのかなという風には思います。

　ただその色んなご意見出てるんですけど、話としては期間を決めて総額規制を入れることそのものは誰も否定はしていないと。ただそれをどういう風に、例えばですね、実質的なインセンティブとしては色んな政治団体とか政党からこの規制対象、総額規制の対象になる費目を色々なところからバラバラ支出をしていると、それは、要は報告コストが上がるっていうのと、ミスがあった時に厳しい処罰を入れておくと、ミスが発生するとそれが大きな

リスクになるので、結果的には一つのところに統合されていくとか、何らか枠の作り方によっては現行の政治資金のルールの中でもインセンティブが働いて統合的な選挙活動／選挙運動資金、選挙活動費用の報告制度／システムに自動的になっていく気もするんですけども。ただ結局どうやってそれを捕捉するかってところで、今色んな議論が少し出てきているということと、それが現行制度をベースに考えると意外にややこしいというか、難しいというところもあるというところで、総額規制は少し議論が詰まっていっていないのかなという気はしています。だからベースとしては期間を設けて総額規制を入れて公費負担をするということについては合意をしていると。後は方法論と、後は何を対象とするかというところは、今小林さんが出していただいている９項目という案があるということで、これが良いかということについての議論が必要と。

こうした場合にどうやってこれを捕捉していくのかということについては、それはその方法論として考える必要があって、そこはまだ明確な結論があるわけではないということが今の議論の流れかなと思いますけど。小林さんは何かありますか。

小林幸治：はい。このテーマ今後僕が担当かどうかっていう、その不安の中で…。片木さんが先ほどお示しいただいた３ページの上の部分の①から⑨って僕の認識では、ちょっと逆に教えていただきたいんですけど、選挙活動とか政治活動で行われていることって、大体費用の科目だったり活動の内容だったり挙がっている９項目なのかなと思っていて、それ以外のことはどういうことが想定されるのかっていうのがあればお示しいただきたい。その前提として括弧書きの中に「候補者名簿に含まれる候補者当選を促進しまた獲得するために要した費用」っていうことが選挙に関わるっていう。だからここをもうちょっと広げた形で、例えば政党が行うものに関しても同じように入れ込むとか。要は、ちょっと見にくくて恐縮ですけど、さっき上限規制が無い中で、この期間だけ有りにするっていう期間を置くかどうかっていうことだと思うんですけど、今の提案ではずっとやっている政治活動に関しては無い、こっちだけ有りにしましょうよっていう。これをひっくるめて、この期間だけはそれを対象にできないかっていうのも、一つ考えてはどうかなっていう風に。

三木由希子：でも、それだと人件費とかが何を意味するのかによっては結構大ごとですよね。秘書がいっぱいいて政治団体からお金出してますとか。政党から、政党はたくさんスタッフがいますので、そういう人件費とかも、その日常の政治活動の中ですよね。あと事務所費用とか、様々な諸々のものが。なのでここそのものを全部枠を嵌めるのは無理じゃないかっていう気はするんですよね。

片木淳：それと、では下の狭い意味というんですかね、政治活動まで対象にしたら「無し」の期間はなんでしないのかと。やるんだったら無しの期間もやったらいいじゃないかという議論にまた戻るんですよね、論理的に。それを理屈付けようとしたら、否その期間は、その政治活動は選挙を目当てにしているものだから、やっぱり平等のために、その期間だけは規制するんだっていう論理にしないといけなくなっちゃうんです。そうすると、ではその政治活動は選挙のための政治活動ということで、また選挙活動という概念の方に引っ付いて

定義しなくきゃいけないようになるんじゃないかと思いますのでね。だからそれを打ち破るような特別の理屈を考えなかやいけないんじゃないでしょうかね。一緒くたにするんであれば。

三木由希子：はい、どうぞ。

小林幸治：現実的に可能かどうかということと、理論的にそれが一定程度の正当性を持つかということと、色々な課題はあると思うんですけど、より理想を求めるとしたら、一体できちんと管理をして、上限規制を設けるんであれば、片木さんがおっしゃるとおり例えば一年間で上限規制を設けるとか、それで平等性を一定程度担保するとか、いくつか方法、考えられることもあるような気もしていて。そこが先ほどの話と繰り返しになりますけど、最終的にこれっていう一本に絞り込めるのかっていう。例えば複数の、こういう考え方もあるんじゃないかっていうことを複数提案していくっていこともあるんじゃないかっていうことも含めて、考えられないかなっていう風に思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

三木由希子：それは政治団体そのものについて、要は入りの量的規制ってことになりますね、そうなると。収入の上限を決めるとなると。そういうイメージですか。支出の制限をしてもお金がどんどん入ってきても貯まるだけですよね。要は、今だと献金者一人当たりの量的規制はされているわけですよ、政治資金に関して言うと。一つの団体にいくらまで献金できるかとかっていうのは決まっていたりしますけど、そうじゃなくて政治団体として年間いくら使えるかっていう総額規制を入れるっていう話をしてるってことですか。ちょっとご提案がよく分からなかったっていうのがあるんですけど。考え方の方向性として。はい。

田中久雄：私もどういう提案なのか詳らかに分かっていないんですけども、その選挙期間ね、3ヶ月とかある一定期間、その期間だけは政治資金の規制と選挙運動の費用の規制を一緒にしようという、その期間だけ。そういう意味なんですか。

三木由希子：それも含めてさっきからいくつかの話が出てまして、なので今の話はそういう話では必ずしもないですね。オプションとして色んなものを考えようっていう話。

田中久雄：もしそういうことであれば、非常にこの総枠規制、というか上限規制でも良いんですけどね、それがどう計算するのかですよ。政治資金と選挙運動一緒くたに、ある政党の一ヶ月か二ヶ月間の間に総枠規制をやると。自民党の使うお金と、あるいは立憲民主党の使うお金とまるっきり違うわけですよね。総枠規制って、どう、何を根拠に総枠規制するのか。

三木由希子：何を根拠にというよりも、要は色んなオプションを考えていったらいいんじゃないかっていう話なので、そこの答えを求めているわけではないと思うんです。はい、どうぞ。

岡﨑晴輝：支出の規制については特に異論は無いんですね。政党助成金について少し議論を深めた方が良いなというように思っていて、現行で言うと議席率で半分ですよね。そして得票率で半分を配分しているっていうやり方ですよね。これもあんまり議論されていなくてそうなっているんだろうと思うんですね。ちょっと私の考えで言うと、ここを次回の答申に盛り込んで、国会議員 5 人という要件を満たした政党には総額の半分を本当に平等に配分

してはどうかっていうことを提案できると思います。政党交付金の半分は議席率で配分しますね。残り半分は得票率ではなくて、5人の国会議員を満たしているという政党には一律に配分するという風にすると、かなり格差がなくなるんじゃないかと思うんですね。議席率で配分した分に関しては、おそらく政党支部に配分されていますよね、かなりの部分が。それは当然必要なんだと思うんですけれども、残り半分は政党が公平に競争できるように平等に配るとかなり解決できるんじゃないのかなという風に思います。

だから支出についての議論だけじゃなくて、政党交付金の配り方ですね、ここも思い切った提言をしても良いのかなっていう風に感じました。以上です。

三木由希子：はい、ありがとうございます。もう時間なのでどうしましょうかという感じもあるんですけど、要は、岡﨑さんのご提案をどうしようかということよりも、それも踏まえて結局今日話をしたのは選挙活動期間の問題と上限規制の問題、上限設定、公費負担の問題ですよね。主に議論したのは。

そこから派生しているものとして、そもそもの政党助成金も含めた政治活動の資金の問題の話に今広がっていっていて、これってどこかでもう一回何かやる予定じゃなかったでしたっけ。城倉さん、どうでしたっけ。

城倉啓：お配りしましたレジメの黄色い紙の裏面に「工程表第7案」というものがありますので、その中でザザっと見ると、もう一度やるということではなく、「まとめ①」の方でやっていくと。そういう総合的な議論であるという風に理解しております。

三木由希子：そうすると、とりあえず期間の問題と、上限を、要は、いろんな言葉が出てきてわかんなくなってきてるんですけれども、立候補後選挙活動期間と今仮称されているものを設定すると。その理由というのはお金の総額規制、総額設定をすると。あと公費負担をするためにはどうしても必要だということで、これを何日にするかという議論と。

それから投票日の期日をいつ決めるかという問題。これは、多くは任期満了の選挙なので日本の選挙の衆議院を除けばほぼみんな任期満了選挙なので、任期満了選挙をベースに考えてイレギュラーなことが発生しうる衆議院について何か特別な措置を設けるかという整理をするというので、まずそこを整理するということですよね。というところをシンプルに整理すると枠が分かりやすくなるということですかね。

それ以外に総額規制をする時にでは総額の対象を一体何にするのかということ。今回9項目が案として出てきてますけども、まずこれで良いかということを最終的に検討する必要があると。ここで総枠設定の対象にするのが候補者の問題なのか、それとも政党も広げなきゃいけないのかっていうのが、もう一つの検討が必要な項目として今日ここで話されたということがもう一つですよね。

さらに残っているのが公費負担として何をするのかっていうのが、今日ちょっと議論できなかったということで、そこが今ご提案いただいていることが十分にここで議論できていないと。

さらにじゃあ総額設定をした場合に、総額設定をどうやって捕捉していくのかというこ

とについては今日は特に結論が出ていないということですね。

もう一つの議論の論点として出てきたのが、立候補後選挙活動期間というものを設定した場合に、その期間行われている政治活動と切り分けるのか、それとも一緒にして総額設定というのもありうるんじゃないかというのが、もう一つのオプションとしても出てきてはいるけれども、特にその流れの中で、そもそも政治団体の資金の問題としてもう少し現状よりは見直しが必要なんじゃないかという中に政党助成の話も入ってきたという、多分広がりかなと、議論としては、思うので。

とりあえず前半の部分は提案として割と枠組みは書けそうな感じはするので、そこはそこで一旦固めたらどうですかね。そこから派生して何か色々とテクニカルにややこしい話がでてきちゃっているので、そこは現行制度をベースにするのか、現行制度に結構手を入れた上でこうしたらどうですかって話にするのかっていうところを、もう一回ザクッとそこは方針を決めて議論をするということで、今日はいかがでしょうか。ちょっとその積み残した部分については、やっぱりどこかで日程をどこかで設定していただいてやる必要があるのかなという気もするので、「まとめ①」の時にやるのか、何らかちょっと予定をしておいたほうが良いかなという気がいたします。いかがでしょうか。何かご意見とかありますでしょうか。では、今日はこんなところで良いでしょうか。何か進行がちゃんと進行になっていなくて申し訳ないんですが。そうしたら事務局の方から何かありましたらお願いします。

城倉啓：はい。今三木代表のおっしゃられたまとめ方に沿って、1月から5月の間のどこかでこの同じテーマを、また先に進めた形で、ちょっとずつ進んでいますので、入れたいと思っております。その時には小林さん、片木さん、お二人によろしくお願いしたいと思っております。どうもありがとうございました。

三木由希子：ありがとうございました。岡﨑さんもどうもありがとうございました。

岡﨑晴輝：どうもありがとうございます。

〔岡﨑晴輝委員未校正〕